

平成 22 年版
不動産コンサル 再現問題集

(3201)

【法改正による修正・正誤のお知らせ】

平成 22 年 6 月 18 日
株式会社住宅新報社
法律・資格図書編集部
TEL : 03-3504-0361

【法改正による修正】 本書籍は、法改正により、以下の箇所の記述に追加・修正が生じました。
ご訂正をお願い申し上げます。

ページ・位置		改正前	改正後
p206	上から 10～11 行目	70 条の 3 の 2)。	旧同法 70 条の 3 の 2)。
	上から 11 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、その適用期限が平成 23 年 12 月 31 日まで延長されており、1,000 万円の特別控除(特別枠)は廃止されている。	
p209	下から 8 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、その適用期限が平成 23 年 12 月 31 日まで延長されている。	
p259	上から 13 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、その適用期限が平成 25 年 12 月 31 日まで延長されている。	
	下から 12 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、その適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで延長されている。	
	下から 6 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、その各適用期限がそれぞれ 2 年延長されている。たとえば、1000 分の 10 の税率は、平成 23 年 3 月 31 日までとなる。	

p260	下から 7 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、居住又は事業を継続しない宅地等(200 ㎡ 50%減)が除外され、不動産貸付の用の宅地等のうち事業を継続する貸付事業用宅地等について 200 ㎡ 50%減が適用される。
p261	上から 11 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、その適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで延長されている。
p262	下から 11 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、長期保有資産の買換えの適用期限も平成 23 年 12 月 31 日まで延長されている。
p263	上から 11 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、1,000 万円特別控除(特別枠)は廃止されている。
p313	上から 6 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、居住年が平成 22 年の者は、適用期間が 10 年、借入金の年末残高限度額 5,000 万円、控除率 1%、最大控除額 500 万円となる。
	上から 17 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、譲渡資産の要件は、所有期間 10 年超、居住期間 10 年以上、譲渡対価 2 億円以下、その他となり、買換資産の要件には変更がない。
p342	下から 2 行目の次に新たに追加	平成 22 年度現在においては、不動産貸付の用の宅地等のうち、事業を継続する貸付事業用宅地等についてのみ、小規模宅地等の評価減の対象とされている。

【正誤】 次の箇所には誤りがありましたので、ご訂正をお願いいたします。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置		誤	正
p208	下から 13 行目	当事者間における <u>合算</u>	当事者間における <u>合意</u>
p261	上から 11 行目	<u>所得税法</u> 138 条	<u>所得税法施行令</u> 138 条